

【発行者】 協同組合 愛知労務協会
富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙
■住所
〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階
TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>
FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報
2. 労務管理の基礎知識
3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 特定求職者雇用開発助成金の支給要件が変更

「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金）は、平成27年5月1日より、下記のとおり助成額や支給要件の一部が変更されることとなりました。今後利用をお考えの事業主の皆様はご留意下さい。

≪平成27年5月1日以降の雇入れ分から改正される事項≫

①助成額の変更（中小企業事業主）

◆特定就職困難者雇用開発助成金（注）

対象労働者		現行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額(※1)	助成対象期間(※2)
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月(1年)	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、精神障害者、45歳以上の障害者)	240(100)万円	2年(1年6か月)	240(100)万円	3年(1年6か月)
短時間労働者(※3)	高年齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	90(30)万円	1年6か月(1年)	80(30)万円	2年(1年)

◆高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金（注）

対象労働者		現行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額(※1)	助成対象期間(※2)
短時間労働者以外		90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者(※3)		60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)

②新たに助成対象外となる基準の追加

- ・ 代表者などの3親等以内の親族の雇入れ
- ・ 雇入れ前の3か月を超える実習などの実施

③支給額の算定方法の見直し（※4）

- ・ 対象労働者の実労働時間が雇用契約で定められた所定労働時間に満たない場合は、支給対象期6か月間の平均実労働時間で判定する。
- ・ 支給額の算定に必要な賃金額は、対象労働者が支給対象期に労働した分として支払われた賃金の額とする。

(※1、2)

助成対象期間を6か月毎に区分した期間を支給対象期（第1期～第6期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給されます。

(※3)

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

(注)

右記表中の（）内は、中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

(※4)

平成27年5月1日以降に初回申請する場合から適用されます。

2. 労務管理の基礎知識

(※1)

65歳に達した日以後新たに雇用される者、季節的に雇用される者、屋間学生等、一定の場合は除きます。

(※2)

常用的かどうかを判断する目安のため、適合していないことで必ずしも被保険者として取り扱われないということではありません。



パートタイム労働者への社会保険の適用拡大に関する法律が成立しており、平成28年10月からは次のとおり改正されます。

◆対象労働者（学生を除く）

- ・ 労働時間が週20時間以上
- ・ 年収106万円以上
（月収8.8万円以上）
- ・ 雇用期間1年以上

◆対象企業

- ・ 従業員501人以上

■ パートやアルバイトも雇用保険・社会保険に加入させる？

労働基準法は正社員・パートなど名称に関係なく適用されることは先月号でお伝えしましたが、雇用保険や社会保険（健康保険・厚生年金保険）ではその雇用形態の区分ではなく、主に所定労働時間や日数によって加入するかどうかの判断がされます。パート・アルバイト本人が加入しないことを望むケースもありますが、雇用保険は退職後の求職給付に、厚生年金は現在および将来の年金に影響があること、また、行政の調査で加入させることとなった場合の企業のリスクを考慮すると、安易に取扱うわけにはいきません。

パート・アルバイトの雇用にあたっては、社会保険への加入も一つの要素として考えて、各種の労働条件を決定していくことが重要です。

◆雇用保険の加入基準

次のいずれの条件にも該当する場合は被保険者となります。(※1)

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

◆健康保険・厚生年金保険の加入基準

次の条件に該当する場合は被保険者となります。(※2)

- ① 1日又は1週の所定労働時間が、その事業所で同種の業務を行う通常の労働者の所定労働時間の概ね4分の3以上あること。
- ② 1か月の所定労働日数が、その事業所で同種の業務を行う通常の労働者の所定労働日数の概ね4分の3以上あること。

注) 2か月以内の雇用期間を定めて雇用される者は除く

3. 所長コラム

■ 障害者雇用

始まります、障害者雇用納付金制度の拡大。

平成27年4月1日から拡大されます。なんじゃそれ？って言う方も多いと思います。

国は、なかなか進まない障害者雇用に業を煮やし、常時使用労働者のうち障害者雇用が2%を下回る場合に1人につき5万円（ただし、平成32年3月31日までは4万円）の雇用納付金を取り、逆に上回った場合には1人当たり月額2万7千円支給する、鮎と鞭作戦が行われる。ただし、この作戦は100人以上の会社に適用される作戦。

やれやれ。『100人以上なら関係ないや』なんて思っていたら、いつの間にやら100人が50人に、50人が10人に、なんてことが十分あり得ます。

当分当社には関係ないと思っている方、100人以下の会社なら障害者雇用が4%以上ならば1人月額2万1千円支給される鮎作戦があること、ご存知ですか？



障害者雇用は通常の労働者の雇用よりもさらに時間のかかるものとなります。法定雇用率未達成の場合は、できるだけ早めに雇用に向けた求人や社内体制の整備などの準備が必要です。